

岡山県過疎地域持続的発展方針素案（概要）

はじめに

1 趣旨

岡山県過疎地域持続的発展方針（以下「過疎方針」という。）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条に基づき、本県過疎地域の持続的発展を図るために策定するものであり、岡山県過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という。）は、過疎方針を踏まえ、過疎地域の市町村が行う過疎対策事業と連携して、県が行う事業概要を定めるものである。

なお、よりわかりやすい内容となるよう、過疎方針と過疎計画を一体的に策定し、過疎方針へ統合する。

2 計画期間

令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までの5か年間

I 基本的な事項

1 過疎地域の現況と問題点

(1) 過疎地域市町村等の概要

①過疎市町村（14市町）

高梁市、新見市、備前市、真庭市、美作市、和気町、矢掛町、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町

②過疎地域とみなされる区域を有する市町村（4市）

津山市（旧加茂町、旧阿波村、旧勝北町、旧久米町の区域）、瀬戸内市（旧牛窓町の区域）、赤磐市（旧赤坂町、旧吉井町の区域）、浅口市（旧寄島町の区域）

③過疎地域とみなされる市町村（1市）

井原市

④特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村（1市）

岡山市（旧建部町の区域）

(2) 人口

(3) 産業

(4) 生活環境の状況

(5) これまでの過疎対策の成果

生き活き拠点の形成や地域おこし協力隊など多様な主体と連携した持続可能な地域づくり、移住・定住の促進、地域の生活を支える道づくり等、過疎地域の持続的発展に一定の成果が表れている。

(6) 過疎地域における主な課題等

過疎地域では、急速な人口減少、高齢化が進行しており、地域の持続可能性を高めるためには、着実な移住・定住対策や少子化対策などにより、人口減少を緩和させ、地域活動の担い手不足の解消などを図る必要がある。

2 過疎地域の持続的発展のための基本的な方向

「安心して暮らし続けることができる地域」の実現を過疎地域の持続的発展のための基本的な方向とする。

【重点事項】

- ①多様な主体が支え合う仕組みづくり
- ②安心して暮らせる生活基盤づくり
- ③暮らしを支える地域経済の振興

3 目標

(1) 社会増減数の転入超過

過疎地域を含む県内全域の社会増減数（外国人を含む）について、令和10(2028)年度に転入超過を目指す。

(2) 多様な主体が支え合う仕組みづくり

指 標	目 標 値
地域づくりの活動計画等を策定している地域運営組織（RMO）の数	131 組織（令和10(2028)年度）

(3) 安心して暮らせる生活基盤づくり

指 標	目 標 値
道路のすれ違いが困難な箇所や見通しの悪い箇所の改善数	550 箇所（令和10(2028)年度）

(4) 暮らしを支える地域経済の振興

指 標	目 標 値
認定農業者の法人数	513 法人（令和10(2028)年度）

4 計画の達成状況の評価

毎年度、第4次晴れの国おかやま生き生きプラン（新たなプランが策定された場合は、当該プラン）と一体的に効果検証を行う。

5 市町村間の広域連携及び県の役割

市町村においては、連携中枢都市圏や定住自立圏等地域等の実情に応じた広域連携などの手法により、「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」をはじめとする各分野での広域的計画との整合性を保ちながら、住民福祉の向上と地域の振興を図る。

県は、地域の実情や課題の把握等に努め、市町村に対して必要な支援を行うとともに、市町村間の連携促進など県全体の広域行政としての役割を発揮する。

II 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成

【方針】

地域の将来像を見据えて地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進するとともに、価値観や働き方の多様化を踏まえ、地域づくりの担い手確保にもつながるよう、特に、若者と女性をターゲットにプロモーション展開を強化しており、県を挙げて移住・定住の促進に向けた取組を強化する。

また、様々な形で地域と継続的に関わりを持つ関係人口については、将来的な移住者の増加にもつながることから、国等の動向を踏まえながら、その創出・拡大

に取り組む。

さらに、県内外の新規学卒者など若者の還流と県内への定着に取り組む。また、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組が行えるよう、将来にわたり地域で活躍する人材の育成及び確保に取り組む。

【施策】

- 1 移住・定住の促進
- 2 関係人口の創出・拡大及び都市住民との交流促進
- 3 若者等の人材の還流・定着
- 4 次代を担う人材の育成

Ⅲ 産業の振興

【方針】

農林水産業については、儲かる産業としての農林水産業を確立するため、マーケティングを強化するとともに、岡山ブランドの拡充を図る。また、供給力の強化に向け、産地の規模拡大や生産性向上の取組、地域資源の活用などを進めるほか、新規就農者の確保・育成や力強い担い手の育成、農地の集積・集約化を推進するとともに、農作物等の鳥獣被害防止対策に取り組む。

商工業については、地域の持続的な発展を実現するため、特色ある地域産業の振興や地域資源を生かした取組を進める。

観光については、多様な主体と連携し、地域の魅力を国内外に情報発信するとともに、戦略的な観光プロモーションを展開し、県内各地で滞在型・周遊型観光プランや体験型メニューの造成・提供等を行うことにより、再訪したくなる魅力的な観光地づくりを進める。

【施策】

- 1 農林水産業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 雇用の創出
- 4 多様で柔軟な働き方の推進
- 5 観光の振興
- 6 情報通信産業の振興

Ⅳ 情報化の推進

【方針】

情報ハイウェイに代表される県内に整備されたICT基盤を活用し、医療、教育、地域づくり等、県民生活に身近な分野での情報化による連携・結合を深め、地域の発展を図る。

なお、デジタル化に当たっては、県民誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、インターネット等の利用可能性に関する格差や身体的・社会的条件の相違に伴うICTの利用格差などデジタルデバイドの解消に向けて取り組む。

【施策】

- 1 地域社会のデジタル化
- 2 通信体系の整備

V 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保

【方針】

県民に最も密着した社会資本である道路は、まちづくりや地域づくりをはじめ、社会、経済、文化活動の全てを支え、豊かな生活を実現する上で必要不可欠な基盤である。

このため、地域高規格道路をはじめとする地域間連絡道路の整備を推進するとともに、インターチェンジ、物流拠点などへのアクセス道路の整備、交通難所の改善、産業や日常生活を支える道路・橋梁の整備など、地域の実情に応じた道路整備を計画的、効率的に進める。

また、人口減少や高齢化が特に進行している過疎地域では、公共交通のない地域も存在しており、バス路線等の維持・確保や、生活交通の再編を行う。

【施策】

- 1 地域の生活を支える道づくり
- 2 地域公共交通ネットワークの活性化

VI 生活環境の整備

【方針】

関係機関やNPO、企業等多様な主体と連携して、買い物などの生活ニーズに対応し、地域で安心して暮らし続けることができるよう生活サービス機能の維持に取り組むとともに、民間活力やデジタル技術の活用による地域課題の解決に取り組む。

また、過疎地域が生活や生産活動の場として活用されるよう住民生活に密着した施設の整備充実に努めるとともに、水資源のかん養など公益的な機能の維持を図る。

【施策】

- 1 居住環境の整備
- 2 買い物等の生活環境づくり
- 3 災害に強い地域づくり
- 4 農山漁村環境の保全

VII 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

【方針】

地域での支え合いの取組を支援するなど、過疎地域に暮らす人々が良質な保健・福祉サービスが受けられ、地域全体で、全ての人の自立と支え合い、安心をつくり出す地域共生社会の実現を目指す。

また、個人の自由な選択を尊重しながら、市町村や企業をはじめとする多様な主体と協働し、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境づくりを推進するとともに、誰もが安心して子育てできる環境の充実に努める。

【施策】

- 1 出会い・結婚応援
- 2 子育て支援等の充実
- 3 福祉サービスの質的向上

VIII 医療の確保

【方針】

過疎地域における医療を確保するため、医療機関の機能分化と連携を進めるとともに、良質な医療の提供に必要な施設や介護施設の整備、居宅等における医療提供体制の強化、医療従事者及び介護従事者の確保に向けた取組を進める。

【施策】

- 1 地域における医療提供体制等の整備
- 2 救急体制の整備

IX 教育の振興

【方針】

教育をめぐる社会情勢が変化する中で、子どもたちが自らの進路を切り拓く力を確実に身に付けさせるとともに、郷土岡山を愛し、より良い社会づくりに積極的に貢献する人間を育てるため、学校や家庭、地域と取組の方向を共有し、相互連携の下、施策を推進する。

【施策】

- 1 教育環境・施設の整備

X 集落の整備

【方針】

持続可能な過疎地域の形成には、地域において、防災や地域づくりなどの活動に積極的に参画している住民の関与が不可欠であることから、生き生き拠点の形成による生活サービス機能の集約化や、「おかやま元気！集落」により複数集落を連携させ、地域運営の広域化を図るとともに、NPO、企業等多様な主体と連携し、地域住民が互いに支え合う仕組みづくりを推進する。

【施策】

- 1 集落機能の維持、確保等

XI 地域文化の振興等

【方針】

芸術・文化は心を豊かにし、生きる喜びをもたらし、地域の魅力を創造し、豊かな地域づくりの礎になるものである。多彩な文化の交流や発展に取り組むとともに、文化の力を生かして、郷土に愛着と誇りを持ち、心豊かに生きることができる岡山を実現するため、おかやま文化振興ビジョンに基づき、多様な主体と協働しながら、文化振興の取組を展開する。

また、地域の歴史・文化等に根ざした芸能や施設等の保存、整備、活用に努める。

【施策】

- 1 地域文化の振興等に係る連携の促進
- 2 伝統文化の継承と発信

XII 再生可能エネルギーの利用の推進

【方針】

地球温暖化の問題は世界的規模で深刻さを増しており、脱炭素社会の実現に向けて、県民、事業者、行政など各主体が一丸となって、積極的に温室効果ガス削減に取り組む必要があることから、住民参画のもと、地域の自然や資源を最大限に生かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギーなど脱炭素化の取組を進め、地域の活性化や安心安全な暮らしにつなげる。

【施策】

1 再生可能エネルギー等の導入促進

別紙 岡山県過疎地域持続的発展計画

I 基本的な事項

1 市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助

過疎計画に掲げる事業の実施に当たっては、多くの市町村が抱える共通課題の解決のための施策の推進、市町村間の連携促進など県全体の広域行政としての役割の発揮及び、市町村や県民、NPO等の多様な主体と連携し、過疎地域の振興施策を総合的かつ計画的に実施する。

II 移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の育成 (21 事業)	事業例
1 移住・定住の促進 (6 事業)	・ 晴れの国おかやま移住・定住イメージアッププロモーション事業
2 関係人口の創出・拡大及び都市住民との交流促進 (4 事業)	・ 「ヒトとつながるミニフェア」の開催事業
3 若者等の人材の還流・定着 (7 事業)	・ おかやまインターンシップ魅力発信強化事業
4 次代を担う人材の育成 (4 事業)	・ ボランティア・NPO人材育成交流事業

III 産業の振興 (50 事業)	事業例
1 農林水産業の振興 (29 事業)	・ 「地域のお宝」 発見・発信支援事業
2 商工業の振興 (12 事業)	・ 総合的産業支援体制の整備等
3 雇用の創出 (3 事業)	・ 企業誘致のための優遇制度
4 多様で柔軟な働き方の推進 (3 事業)	・ 働き方改革推進事業
5 観光の振興 (1 事業)	・ 観光対策 (観光客誘致の宣伝活動や受入体制の整備)
6 情報通信産業の振興 (2 事業)	・ ICT関連企業の支店・サテライトオフィスの開設支援

IV 情報化の推進 (3事業)		事業例
1 地域社会のデジタル化 (2事業)		・岡山情報ハイウェイの活用
2 通信体系の整備 (1事業)		・情報通信網の整備

V 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保 (9事業)		事業例
1 地域の生活を支える道づくり (4事業)		・国道、県道、農道、林道の改良、舗装
2 地域公共交通ネットワークの活性化 (5事業)		・地域公共交通維持確保支援事業

VI 生活環境の整備 (25事業)		事業例
1 居住環境の整備 (4事業)		・リノベで子育て！空き家改修補助事業
2 買い物等の生活環境づくり (2事業)		・地域と企業の協働による生活機能確保モデル構築事業
3 災害に強い地域づくり (15事業)		・防災情報ネットワーク等の運用事業
4 農村漁村環境の保全 (4事業)		・中山間地域等直接支払交付金

VII 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 (22事業)		事業例
1 出会い・結婚応援 (5事業)		・結婚応援パスポート事業
2 子育て支援等の充実 (8事業)		・子ども・子育て支援新制度の推進事業
3 福祉サービスの質的向上 (9事業)		・地域包括ケア体制推進総合支援事業

VIII 医療の確保 (6事業)		事業例
1 地域における医療提供体制等の整備 (5事業)		・病院・診療所の整備
2 救急体制の整備 (1事業)		・救急医療体制の整備

IX 教育の振興 (5事業)		事業例
1 教育環境・施設の整備 (5事業)		・へき地教育の振興

X 集落の整備 (6事業)		事業例
1 集落機能の維持、確保等 (6事業)		・生き生き拠点づくり促進事業

XI 地域文化の振興等 (3事業)	事業例
1 地域文化の振興等に係る連携の促進 (1事業)	・おokayama県民文化祭の開催
2 伝統文化の継承と発信 (2事業)	・中国四国ブロック民俗芸能大会

XII 再生可能エネルギーの利用の推進 (2事業)	事業例
1 再生可能エネルギー等の導入促進 (2事業)	・家庭の省・創・蓄エネ設備・EV導入支援事業

<p style="text-align: center;">総事業数 (152事業)</p>
